

平成24年

第1回市議会定例会 議案第35号

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月24日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間に関する条例(平成3年函館市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「前項」を「第5項および前項」に、「同項の」を「前2項の」に、「同項本文」を「前2項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項を削り、同条第3項中「第1項」を「第1項または第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の3項を加える。

5 日曜日および土曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、勤務を要しない日を設定することができる。

6 第1項から第4項までの規定による勤務時間は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき規則で定める時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

7 任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、前2項の規定にかかわらず、規則で定める期間につき1週間当たり1日以上

割合で勤務を要しない日を設ける場合に限り，規則の定めるところにより，勤務を要しない日および勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

第2条第2項中「職員」を「職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」に，「前項」を「第1項」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員法第28条の4第1項，第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は，前項の規定にかかわらず，休憩時間を除き，1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で，任命権者が定める。

第5条第1項中「第16条第2項」を「第16条第3項」に，「第2条第4項または第5項」を「第2条第6項から第8項まで」に改める。

第8条中「非常勤職員」の後ろに「（再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

（職員の休日および休暇に関する条例の一部改正）

第2条 職員の休日および休暇に関する条例（平成3年函館市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第2条第4項または第5項」を「第2条第6項から第8項まで」に改める。

第5条第1項中「20日」の後ろに「（地方公務員法第28条の4第1項，第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（第3項および第8条において「再任用短時間勤務職員」という。）にあつては，その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）」を加え，同条第3項中「1時間」の後ろに「（再任用短時間勤務職員にあつては，1日または1時間）」を加える。

第8条中「非常勤職員」の後ろに「（再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年函館市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないことおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の2 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号および第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合または当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項および第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非

常勤職員であつて、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6箇月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事と。

第8条の見出しを「(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)」に改める。

(函館市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 函館市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年函館市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「非常勤職員」の後ろに「(法第28

条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」を加える。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年函館市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条の2に次の2項を加える。

4 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額、行政職給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額とする。

5 再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条第4項中「第2条第4項および第5項」を「第2条第5項、第7項および第8項」に改める。

第13条第2項第2号中「額」の後ろに「(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)」を加える。

第16条第1項第1号中「除く」の後ろに「。次項において同じ」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「第2条第4項および第5項」を「第2条第5項、第7項および第8項」に改め、「第1項」の後ろに「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその

勤務をした日における正規の勤務時間との合計が規則で定める時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第16条に次の1項を加える。

- 5 第2項に規定する規則で定める時間に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する市長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第19条中「第2条第4項」を「第2条第5項または第7項」に、「同項および同条第5項」を「同条第5項、第7項および第8項」に改める。

第22条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。

第22条の4第2項を次のように改める。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、当該勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくはその職を失い、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくはその職を失い、または死亡した日現在。次項および附則第13項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5（特定管理職員にあつては、100分の87.5）

を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の32.5を乗じて得た額の総額

第22条の4第4項中「第22条第4項」を「第22条第5項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

第25条中「又は非常勤職員」を「および非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（再任用職員についての適用除外）

第25条の2 第11条から第12条の2まで、第13条の3および第23条の規定は、再任用職員には、適用しない。

附則第13項各号列記以外の部分中「受ける職員」の後ろに「（再任用職員を除く。）」を加え、同項第3号中「第22条第4項」を「第22条第5項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改め、同項第4号中「第22条第4項」を「第22条第5項」に改める。

附則第17項各号列記以外の部分中「定める職員」の後ろに「および再任用職員」を加える。

別表1を次のように改める。

別表1 行政職給料表（第3条関係）

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700

再任職員以外の職員

4 2	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800	
4 3	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600	
4 4	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400	
4 5	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200	
4 6	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000		
4 7	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800		
4 8	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600		
4 9	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200		
5 0	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000		
5 1	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800		
5 2	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600		
5 3	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200		
5 4	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000		
5 5	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800		
5 6	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600		
5 7	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200		
5 8	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000		
5 9	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800		
6 0	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600		
6 1	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200		
6 2	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200			
6 3	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900			
6 4	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600			
6 5	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900			
6 6	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500			
6 7	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200			
6 8	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900			
6 9	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400			
7 0	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100			
7 1	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800			
7 2	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500			
7 3	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000			
7 4	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700			
7 5	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400			
7 6	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100			
7 7	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600			
7 8	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100				
7 9	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800				
8 0	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500				
8 1	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000				
8 2	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700				
8 3	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400				
8 4	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100				
8 5	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600				

8 6	239,700	294,800	343,200	383,900					
8 7	240,400	295,100	343,700	384,500					
8 8	241,100	295,500	344,200	385,100					
8 9	241,900	295,800	344,600	385,800					
9 0	242,400	296,200	345,100	386,400					
9 1	242,900	296,600	345,600	387,000					
9 2	243,400	297,000	346,100	387,600					
9 3	243,700	297,100	346,300	388,300					
9 4		297,500	346,800						
9 5		297,900	347,300						
9 6		298,300	347,800						
9 7		298,500	347,900						
9 8		298,900	348,400						
9 9		299,300	348,900						
1 0 0		299,700	349,400						
1 0 1		299,900	349,700						
1 0 2		300,300	350,100						
1 0 3		300,700	350,500						
1 0 4		301,100	350,900						
1 0 5		301,300	351,400						
1 0 6		301,600	351,800						
1 0 7		302,000	352,200						
1 0 8		302,400	352,600						
1 0 9		302,600	353,100						
1 1 0		303,000	353,500						
1 1 1		303,400	353,900						
1 1 2		303,700	354,200						
1 1 3		303,800	354,700						
1 1 4		304,200							
1 1 5		304,600							
1 1 6		305,000							
1 1 7		305,200							
1 1 8		305,500							
1 1 9		305,800							
1 2 0		306,100							
1 2 1		306,500							
1 2 2		306,800							
1 2 3		307,100							
1 2 4		307,400							
1 2 5		307,800							
再任用職員	給料月額 (円)	213,400							

備考 この表は、医師職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第6条 函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和52年函館市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「(再任用職員等についての適用除外)」に改め、同条中「職員の育児休業等に関する条例(平成4年函館市条例第2号)第15条第2号に規定する任期付短時間勤務職員」を「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項もしくは第28条の6第1項もしくは第2項または地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員」に改める。

(函館市職員退職手当条例の一部改正)

第7条 函館市職員退職手当条例(昭和59年函館市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第25条の」を「同条例第25条の職員および地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「(昭和25年法律第261号)」を削り、「期限もしくは」を「期限または」に改め、「または同法第28条の4第1項の任期もしくは同条第2項の規定により更新された任期の終了」を削る。

第5条第1項各号列記以外の部分中「傷病または」を「傷病もしくは」に、「期限もしくは」を「期限または」に改め、「または同法第28条の4第1項の任期もしくは同条第2項の規定により更新された任期の終了」を削る。

第13条第1項各号列記以外の部分中「(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職し、または同法第28条の3の規定により勤務した後退職し、その退職の日の翌々日以後に同法第28条の4第1項の規定により採用された者であつたものおよびこれに準ずる者(以下この条において「再任用職員等」という。))を除く。」を削り、「雇用保険法第15条第1項」を「同法第15条第1項」に、「当該

退職手当」を「第1号に規定する一般の退職手当等」に、「日につき同号」を「日につき第2号」に改め、同条第3項中「（再任用職員等を除く。）」を削る。

第17条の見出しを「（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第1号」を「第1号または第2号」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号中「者」の後ろに「（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

第17条第2項中「前項第2号」を「前項第3号」に改め、同条第3項中「第1項第2号」を「第1項第3号」に改める。

第18条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号中「者」の後ろに「（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

第18条第3項中「第1項第2号」を「第1項第3号」に改める。

第19条第1項中「前条第1項第2号」を「前条第1項第3号」に改める。

第20条第2項中「および第4項」を「から第5項まで」に改め、同条第3項中「および次項」を「から第5項まで」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項から第4項まで」を「第1項から第5項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

第21条第2項中「第17条第1項第2号」を「第17条第1項第3号」に、「前条第1項から第4項まで」を「前条第1項から第5項まで」に改め、同条第3項中「前条第1項から第4項まで」を「前条第1項から第5項まで」に改める。

（函館市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第8条 函館市職員等の旅費に関する条例（平成2年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4等級の項中「者」の後ろに「，再任用職員」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年函館市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「第22条第4項」を「第22条第5項」に改める。

(提案理由)

職員の再任用について関係条例の規定を整備するため